（お知らせ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第７条第３項及び同条約決議１６．８に基づく楽器証明書の申請手続等について

令和３年６月２９日（令和３年７月１日施行）
最終改正：令和６年６月２８日付け

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）第７条第３項及び条約決議１６．８に基づく楽器証明書（以下「楽器証明書」という。）の申請手続等について、下記のとおり定め、令和３年７月１日から実施します。

１　楽器証明書の対象貨物

条約附属書Ⅰ（条約適用前に取得され又は本邦へ輸入されたものに限る。以下同じ。）、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号。以下「輸出令」という。）別表第２の３７の項の中欄に掲げるものを除く。以下「動植物等」という。）を使用して製作された楽器及びその部品並びに付属品（以下「楽器等」という。）であって、通常、本邦に保管されているもの。

２　楽器証明書の適用範囲

楽器証明書の適用範囲は、次のいずれにも該当するものとする。

（１）楽器証明書を取得した個人が同証明書に記載された楽器等を外国において行う個人的な使用、演奏、展示会への出展又はコンクールへの参加等（以下「個人的な演奏等」という。）の非商業的な目的のため、一時的に本邦から輸出し、それを本邦へ輸入するものであること。

（注）「非商業的な目的」とは、楽器等の販売又は譲渡を行わないこと。

（２）楽器証明書を取得した個人が同証明書に記載された楽器等を、当該証明書の有効期限内に、携帯し又は税関に申告の上別送して、本邦から輸出し、それを本邦へ輸入するものであること（輸出令第４条第２項第４号及び同令別表第６（条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等を使用して製作されたものにあっても、準用する。）及び輸入貿易管理令（昭和２４年政令第４１４号）第１４条第２号及び同令別表第２に基づき輸出及び輸入の承認を要しないものに限る）。

（３）楽器証明書制度を導入している又は他の条約の締約国等の楽器証明書による輸入及び再輸出を認めている締約国等へ輸出し、当該締約国等から輸入すること。

３　楽器証明書の申請手続

（１）申請先

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室

（２）申請書類（楽器及びその部品並びに付属品の一式で申請すること。）

（イ）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国楽器証明（申請）書（別紙様式１（以下「楽器証明（申請）書」という。））　原本　２通

（ロ）楽器証明申請説明書（別紙様式２）原本１通

（ハ）申請後の３年間で、外国において楽器等を使用することが見込まれる個人的な演奏等の計画等を記載した書面（開催場所、使用年月日を記載したパンフレット等がある場合はそれを添付のこ

と。英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）の写し　１通

（ニ）購入した又は譲り受けた楽器等にあっては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあっては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの）　原本１通（任意様式）

なお、条約附属書Ｉに掲げる種に属する動植物等を使用して製作された楽器等にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第７５号）の規定に基づき登録されている者からの購入であること。

（ホ）条約附属書Ｉに掲げる種に属する動植物等を使用して製作された楽器等にあっては、その種の動植物等が条約適用前に取得されたことを証する次に掲げるいずれかの書類

（ⅰ）本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書（その他通関したことを証する書面を含む。以下同じ。）　写し１通

（ⅱ）本邦への輸入に際し、条約第３条及び第４条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた（出所記号が「Ｏ」であること）旨の書面（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。）　写し１通

（ⅲ）楽器等を購入したことを証明する書類（領収書（レシートも可）、保証書、電子商取引で購入した場合は購入が分かる画面写し等）　写し１通

（ⅳ）放射性炭素年代測定法による年代測定結果等の客観的に証明できる書類　写し１通

なお、上記の書類が提出できない場合にあっては、条約適用前に取得したものであることを説明する書類（任意様式）及び次に掲げるいずれかの第三者（申請者（輸出者）ではないこと）による見解書（任意様式）　各１通

①　当該楽器等の製造業者、販売業者、又はそれに準ずる者

②　当該楽器等を使用する演奏家、又はそれに準ずる者

③　当該楽器等に使用される動植物の材料(素材)の卸業者、又はそれに準ずる者

④　上記①から③までが属する関連団体等

⑤　当該楽器等の鑑定の識見を有する伝統工芸士、古美術等の鑑定人又は鑑定機関で経済産業省が認めるもの

⑥　当該楽器等に使用される動植物の種又は種の標本に係る学識経験者 、又はそれに準ずる者

（ヘ）本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

（ⅰ）捕獲又は採取したことを証する書面　１通

（ⅱ）捕獲又は採取することについて、法令又は地方自治体の条例等において許可等が必要な場合には、その許可書等の写し　１通

（ト）我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでないこと、及び下記４の楽器証明書の発行基準を満たしていることの誓約書（様式任意）　原本１通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類　１通

（注）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）

・自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）

・自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）

・文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
・漁業法（昭和２４年法律第２６７号）
・水産資源保護法（昭和２６年法律第３１３号）　等

（チ）次に掲げる事項を満たしていることの説明又は誓約する書面（任意様式）

（ｉ）条約附属書Ｉの象牙を使用して製作された楽器等にあっては条約適用後に輸入された象牙を使用して付け替え（補修）が行なわれていないこと。

（ii）楽器証明書に記載される楽器等について、外国における個人的な演奏等で非商業的な目的により一時的に輸出し、それを輸入することが見込まれること。

（iii）当該楽器等が、通常本邦において保管されていること。

（リ）再輸出する楽器等にあっては、本邦へ輸入された際の通関済み輸入通関申告書（（ホ）（ｉ）を提出した場合は不要とする。）　写し１通

なお、条約適用前に当該楽器等を本邦に輸入している場合は、その事実を証する書面（１通）とする。

（ヌ）再輸出する楽器等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第３条及び第４条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第７条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。）（（ホ）（ii）を提出した場合は不要とする。）　写し１通

ただし、上記（リ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

（ル）他者が所有する楽器等を申請する場合は、申請者と他者との間の貸借契約書（個人間の貸借で契約書がない場合は書面やメールを印刷したもの）　写し１通

（ヲ）上記以外の書類等の提出を求めることがある。

（３）楽器証明（申請）書の記載要領

（イ）通則

（ｉ）使用言語は英語（学術名はラテン語）とし、パソコン等で入力する。（手書きは不可とする。）

（ii）記載事項が多い場合は Continuation Sheet（別紙様式１－(２)）を使用し、別紙様式１－（１）の楽器証明（申請）書の裏面に貼付する。

（iii）申請者は、３，５a，７a から１１c までの欄を記載する。また、楽器証明（申請）書の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

（ロ）「３．楽器等の所有者・使用者」の欄

楽器等の所有者・使用者の正確な個人名及び住所並びに国名（JAPAN）を記載する。楽器等の所有者から貸与等された使用者が申請する場合には、楽器等の所有者名も併記する。

(ハ)「５a.目的」の欄

輸出の目的を次の記号により記載する。

「Q」：移動展示（Travelling exhibition）

「P」：個人用（Personal）

(ニ)「７a.楽器等の種類」の欄

楽器等の種類を記載する。楽器本体と分離した部品又は付属品（楽器等に使用されている動植物等の種も記載する。）

(ホ)「７b.楽器等の識別情報」の欄

楽器等を識別するための情報（メーカー名、シリアル番号、その他楽器等を識別できる情報）を記載する。部分的に異なる動植物等が使用されている場合には、それぞれ、該当する種を記載する。

(ヘ)「７c.楽器等の写真」の欄

申請の対象となる楽器等について次に掲げるそれぞれの写真をデジタル形式（紙の写真の貼付けは不可）により取り込み、別紙様式１の別添 continuation sheet 様式「７c.楽器等の写真」の１ページ内に収めること。

（ｉ）楽器及びその部品並びに付属品を一体で写したもの（サイズが分かるようにすること）

（ii）動植物等が使用されている部分を写したもの（サイズが分かるようにすること）

（iii）楽器等を特定できる部分（識別番号等）を写したもの

(ト)「８.数量・重量」の欄

輸出する楽器等の数量及び重量並びにその単位を記載すること。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載する。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

枚・片・個	no.	立法メートル	m3
平方メートル	㎡	キログラム	kg

(チ)「９a.動植物種の一般名」の欄

楽器等に使用されている動植物の一般的名称を記載する。

(リ)「９b.動植物種の学術名」の欄

楽器等に使用されている動植物の学術名称（属及び種並びに適宜亜種）を記載する。

(ヌ)「１０.附属書・出所」の欄

（ｉ）附属書Ⅰを示す「Ⅰ」、附属書Ⅱを示す「Ⅱ」又は附属書Ⅲを示す「Ⅲ」を記載する。

（ii）次の区分に従って該当する記号を記載する。

記号

W： 野生から取得した動植物及びその派生物

X：「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物

R： ランチング事業から生まれた動物、その個体の一部及び派生物

D： 商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書Ⅰに掲げる動物（決議１２．１０に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書Ⅰに掲げる植物、これらの個体の一部及び派生物

A： 人工的に繁殖させた植物（附属書Ⅰに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物

C： 飼育により繁殖させた動物（決議１０．１６において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物

F： 飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物

U： 出所不明の動植物、これらの個体の一部及び派生物

I： 没収又は押収された動植物、これらの個体の一部及び派生物

O： 条約適用前に取得された動植物、これらの個体の一部及び派生物

なお、「O」の場合には取得年月日等を記載する。

(ル)「１１a.原産国及び最終再輸出国」の欄

楽器等に使用された動植物等の原産地を国名又は地域名で記載する。

当該動植物等の原産地が、本邦以外の国又は地域であり、当該原産地と本邦へ輸出した国又は地域が異なる場合には、本邦へ輸出した国名又は地域名も併記する。

不明の場合には「unknown」と記載する。

(ヲ)「１１b.輸出許可書番号及び再輸出証明書番号」の欄

楽器等に使用された動植物等の原産国が発行した輸出許可書の番号を記載する。

当該楽器等に使用された動植物等の原産地が、本邦以外の国又は地域であり、当該原産地と本邦へ輸出した国又は地域が異なる場合には、本邦へ輸出した国又は地域が発行した再輸出証明書番号も併記する。

当該動植物等が条約適用前に取得されたもので輸出許可書又は再輸出証明書がない場合、「Pre-convention」と記載する。

（ワ）「１１ｃ.発行日」の欄

楽器等に使用された動植物等の原産国が輸出許可書を発行した年月日を記載する。

当該動植物等の原産地が、本邦以外の国又は地域であり、当該原産地と本邦へ輸出した国又は地域が異なる場合には、本邦へ輸出した国又は地域が再輸出証明書を発行した年月日も記載する。

なお、楽器等に使用された動植物等の原産地が本邦である場合には、記載を要しない。

４　楽器証明書の発行基準

楽器証明書の発行は、当該申請が上記３の（２）に従って行われたものであることを確認し、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることにならないと認められる場合に限り行うものとする。

ただし、条約適用以降に本邦に輸入された対象楽器等を輸出する場合にあっては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り発行するものとする。

なお、外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律第２２８号）第５３条に基づき、輸出又は輸入を禁止している場合には、発行しないことがある。

５　楽器証明書の条件

楽器証明書の発行を受けた者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

（１）本楽器証明書は、上記１の楽器証明書の対象貨物であり、かつ、上記２の楽器証明書の適用範囲において楽器等を輸出し、それを輸入する場合に限り、これを適用することができる。

（２）楽器証明書に記載された楽器等を輸出し、それを輸入する場合、輸出し、それを輸入する際に各条約締約国等（日本を含む。）の税関において、楽器証明書の原本及び楽器本体又はその専用ケース等に結束したタグ（本申請により発行されたもの）を提示し、当該楽器証明書の１５欄に税関の確認を受けること。

（３）楽器証明書に記載された楽器等は、当該証明書の有効期限までに本邦へ輸入すること。

（４）楽器証明書の発行に記載された楽器等の修理、部品の交換又は改造により、楽器等の構成部品や形状に変更があった場合は、速やかに野生動植物貿易審査室へ当該証明書を返却し、変更があった内

容で新たな楽器証明書の発行を受けること。

（５）楽器証明書を紛失（盗難又は誤って破棄を含む。）又は毀損した場合は、速やかに野生動植物貿易審査室へ経緯と再発防止策を書面で報告すること。

（６）楽器証明書に記載された楽器等を当該本人が所有しないこととなった場合（例えば、販売、譲渡、紛失、盗難又は廃棄等）は、速やかに本証明書及びタグを野生動植物貿易審査室へ返却し、当該経緯を書面で報告すること。

（７）楽器証明書により、一時的に輸出した楽器等が外国にある間は、その楽器等を他者へ販売又は譲渡してはならない。

（８）毎年３月末までに前年（１月から１２月まで）の使用実績報告書（別紙様式３）を野生動植物貿易審査室へ提出（使用実績がない場合を含む。）すること。

（９）上記１の楽器証明書の対象貨物及び上記２の楽器証明書の適用範囲につき、発行後に条約や法令等の改正に伴い変更された場合は、当該変更に従うこと。

（１０）野生動植物貿易審査室が発行した楽器証明書を取り消した場合は、速やかに楽器証明書を野生動植物貿易審査室に返却すること。

６　楽器証明書の内容変更に係る申請手続

楽器証明書の発行を受けた者の氏名又は住所を変更したとき、楽器等の修理、部品の交換又は改造により、楽器等の構成部品や形状に変更があったときは、速やかに原証明書を返却し、変更を証する書面の写し及び理由書（様式自由）を添付して、新たに楽器証明書の発行を受けなければならない。

７　楽器証明書の更新申請手続

（１）楽器証明書の発行を受けた者は、当該証明書の有効期限満了日の６月前から上記３の（２）に掲げる書類に原証明書を添付して、更新の申請を行うことができる。

（２）野生動植物貿易審査室長は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該証明書の有効期限の末日の翌日又は更新する楽器証明書の発行日のいずれか遅い方から起算して３年を超えない範囲を有効期限として更新を行う。

８　楽器証明書の再発行の申請手続

（１）楽器証明書を紛失（盗難又は誤って破棄を含む。）又は毀損した場合の再発行の申請は、以下の書類の提出を提出するものとする。

①　経緯及び再発を防止する方策を記載した理由書　原本１通（様式任意）

②　原証明書と同一内容を記載した楽器証明（申請）書　原本２通

③　紛失又は毀損した楽器証明書の写し（写しのない場合は、野生動植物貿易審査室の保管する写しをもってこれにあてる。）１通

（２）野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、（１）②の楽器証明（申請）書の「１３. 付加的条件」の欄に「本証明書は原本の真正な写しである。」旨を英文で「This certificate is a true copy of the original Musical instrument certificate（証明書番号）which has been declared lost.（Date:month/day/year)」と記載し、（１）③の紛失又は毀損した楽器証明書の写しを貼り付け、日本国管理当局印を押印し、楽器証明書を発行する権限を有する者による署名の上、申請者に発行する。また、有効期限は原証明書と同一とし、その他については下記１０の事務取扱

要領に準じて処理するものとする。

なお、楽器証明書により一時的に輸出した楽器等が外国にある間に、当該証明書の有効期限を経過した場合は、再発行は行わない。

９　楽器証明書の取消等

次のいずれかに該当する場合には、当該楽器証明書の発行を取り消し、新たな楽器証明書の発行を行わないことがある。

（１）楽器証明書の発行を受けた者が法令又は上記５の楽器証明書の条件に違反したとき。

（２）楽器証明書の発行を受けた者又はその輸出若しくは輸入が上記４の発行基準を満たさなくなったとき。

（３）偽りその他不正の手段により楽器証明書の発行を受けたとき。

（４）我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるおそれから必要があると認めるとき。

１０　事務取扱要領

（１）楽器証明書の処理

（イ）野生動植物貿易審査室は提出された楽器証明（申請）書等を受理し、楽器証明書の事務を処理するものとする。

（ロ）「１．証明書番号」の欄

証明書番号は、次の①から⑤までに掲げる記号及び番号を、次の①から⑤までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

① 西暦年号の末尾２桁の数字

② 発行国を示す記号「ＪＰ」

③ 暦年ごとに３００００１から始める６桁の番号

④ 区切りを示す記号「／」

⑤ 発行者及び楽器証明であることを示す記号「ＴＥＭ」

（ハ）「２．有効期限」の欄

楽器証明書の有効期限の起算は発行した日の翌日から行うものとし、有効期限は３年を超えない範囲内において野生動植物貿易審査室長が定める日とする。ただし、上記６及び８に基づく申請である場合には、原証明書の有効期限と同一とする。当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され、本邦に輸入されなければならないことを意味するものとする。

（ニ）「５．特別条件」の欄

野生動植物貿易審査室は、以下を記載する。

a）本証明書は、楽器等とともに保管すること。

This certificate must be kept with the instrument.

b） 本証明書が対象とする楽器等は、個人的かつ非商業目的で所有/保有されており、外国で販売、取引又はその他の処分をしないこと。

The instruments covered by this certificate are owned/held for personal and non-commercial purposes and are not sold, traded or otherwise disposed of in a foreign country.

c）本証明書を使用して出入国する際に各国の税関において本証明書の原本に確認を受けること。

Present this original musical instrument certificate to the appropriate border control officer who inspects the original and validates it with an ink stamp ,signature and date.

d）本証明書は、決議１６．８に従い、有効期限までの間、繰り返し使用することができる。

This certificate may be used repeatedly until its expiration date in accordance with Resolution 16.8.

e）本証明書の所有者が当該楽器等を保有していない場合は、本証明書を直ちに野生動植物貿易審査室に返却すること。

In the event that the owner of this certificate does not possess such instruments, etc., this certificate shall be immediately returned to the METI.

f）その他、輸出する楽器等に対し、条約又は輸入する国若しくは地域の法令等に基づき、特別な条件が課される場合には、当該条件に記載する。

In addition, when special conditions are imposed on the instrument to be exported based on a treaty or the domestic laws and regulations of the country or region where the goods are to be imported, they shall be described in the relevant conditions.

（ホ）「５ｂ．Security Stamp No.」の欄に、貼付するセキュリティスタンプの番号を記載する。

（ヘ）「１２．This certificate is issued by:」の欄

野生動植物貿易審査室は、楽器証明書を発行することが適当である場合に限り、発行年月日並びに楽器証明書を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

（ト）「１４．タグの情報」欄に、発行するタグ番号を記載する。

（チ）野生動植物貿易審査室は、上記（イ）から（ト）までの処理を行った楽器証明書の原本を申請者に発行しなければならない。

（リ）再発行した楽器証明書について、必要な場合には、条約事務局へ通知する。

（２）セキュリティスタンプの取扱い

野生動植物貿易審査室は、セキュリティスタンプを、責任をもって管理し、楽器証明書に貼付する際は、当該セキュリティスタンプに付されている番号順に使用しなければならない。

（３）楽器証明書の写しの保管

野生動植物貿易審査室は、上記（１）に規定する楽器証明書の写しを保管するものとする。

１１　その他

条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２１第６号・輸入注意事項２０２１第４号）」を確認してください。